

## A分科会 会計基準と学校簿記

運営委員：岡 田 茂  
三 森 健  
新 保 早 苗

本分科会は、会計業務の実務経験が比較的少ない方々68人を対象に、日常行う会計処理について「学校法人会計基準」、「私立学校法」等の説明を行い、「資金収支計算書」、「消費収支計算書」、「貸借対照表」の作成と見方を説明しながら実務研修と理論研修を行いました。

教材は、資料②-1「会計基準と学校簿記」及び資料②-2「会計基準と学校簿記（演習問題解答）」を使用しました。最初に、学校法人が計算書類を作成する目的などを理解するための法令として、「教育基本法」・「学校教育法」・「私立学校法」・「私立学校振興助成法」について主要な条文を取り上げ、その条文が持つ背景や意味、さらにその条文に関連する諸法規について解説を行い、学校法人の成立に係る法的根拠、学校法人会計基準ができた経緯等について説明を行いました。

次に、「学校法人会計基準」については、新基準への変更点を含めながら、すべての条文についての基礎的事項の解説を行い、学校法人会計基準の原則、学校会計の計算体系・勘定科目と帳簿・計算書類の様式等について説明を行いました。また、重要な事項および注意すべき事項については、企業会計原則や文部科学省令等を加え詳細な説明を行いました。

最後に、学校簿記演習として、日常の仕訳処理から、元帳記帳、試算表の作成、決算整理取引の仕訳、「資金収支計算書」、「消費収支計算書」、「貸借対照表」を作成するまでの演習問題を実施し、その解答と解説を行いました。なお、演習問題には、決算書までの流れを理解するため、消費収支独特の仕訳処理や決算に伴う整理取引等も含めて実施しました。また、教材のテキスト以外に別刷りの資料を配布し、日常間違いやすい教育研究経費と管理経費の区分や学校法人が納付すべき税に係る特例、学校法人に寄付をした者に係る特例の他、平成25年4月22日文部科学省令第15号「学校法人会計基準の一部改正（通知）」について、様式と別表の新旧対照表を別資料として配布し、詳細な説明を行いました。

各学校の現場では、会計処理はシステム化されており、仕訳伝票の起票と入力により帳簿が自動的に作成されるため、手作業による会計処理の演習を通じ、その過程が理解できたものと思われます。特に、消費収支独特の現物給付、有価証券、退職金、奨学費、減価償却額、基本金組入れ等は、初心者の方にとっては、伝票起票を行う機会も少なく、研修を通じて理解を深められたものと思います。

参加者の方々には、初日に、勤務校の情報も含めた自己紹介を行っていただき、和やかな雰囲気の中、3日間で会計処理全体の流れについて理解を深められたものと思います。